

【特集】

町の家計簿「決算」をお知らせします

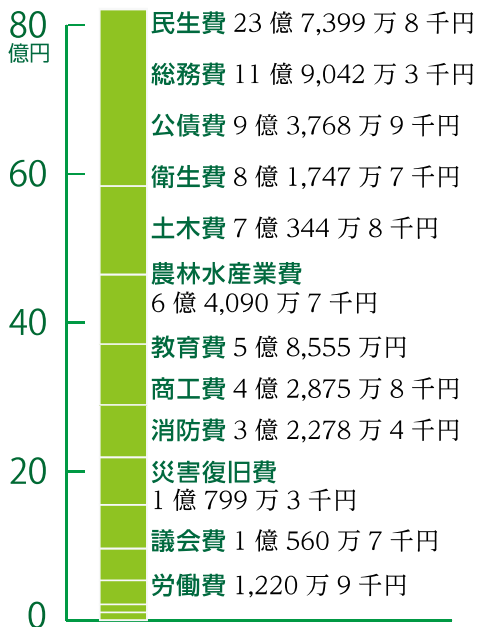
決算は、町の1年間の収入や支出をまとめたもので、例えるなら町の家計簿です。決算を見ることで、町がどのような取組みを行っているのかをお金の面から知ることができます。

平成30年度 一般会計

平成30年度一般会計決算額は以下のとおりです。
歳入から歳出を差し引いた残高は4億3,496万5千円となりました。の中には、令和元年度に繰り越すべき財源1億1,194万9千円が含まれ、これを除いた平成30年度の実質収支額は3億2,301万6千円の黒字となり、このうち1億7,000万円を財政調整基金（町の貯金）に積み立て、残りの1億5,301万6千円を令和元年度に繰り越しました。

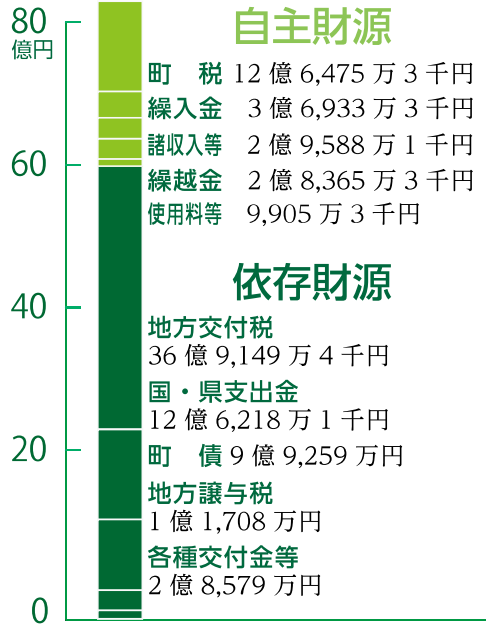
歳出

82億2,684万3千円
前年度から1.4%↑



歳入

86億6,180万8千円
前年度から1.0%↑



歳出

歳出は、町が1年間に使ったお金のことです。
平成30年度の歳出は、平成29年度と比べて1億1,239万6千円増加しました。主な理由としては、国民健康保険特別会計等への繰出金が4,674万1千円増えたこと、企業立地奨励金の増加などによって、補助費等が2,660万4千円増えたことなどが挙げられます。

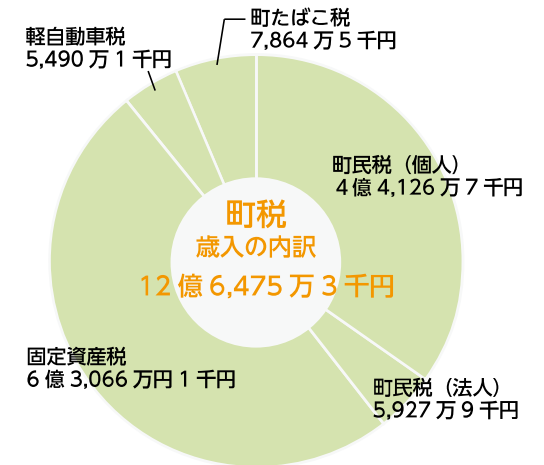
歳入

歳入は、1年間に町に入るお金のことです。
平成30年度の歳入は、平成29年度と比べて8,370万8千円増加しました。主な理由としては、今年4月に開園した丸森ひまわりこども園の建設や、小・中学校にエアコンを設置するために発行した町債が前年から1億8,538万6千円増えたことなどが挙げられます。また、町道整備などの財源となる社会資本整備総合交付金が減ったことなどにより、国庫支出金が1億814万1千円減少しました。

▶自主財源のおはなし

自主財源は、町税や土地・建物の使用料などの町に直接入るお金のことをいいます。歳入に占める自主財源の割合が多いほど、町が財政を国や県に依存せず、経営できている事を表しています。

丸森町の自主財源比率
26.7% (1ポイント↓)

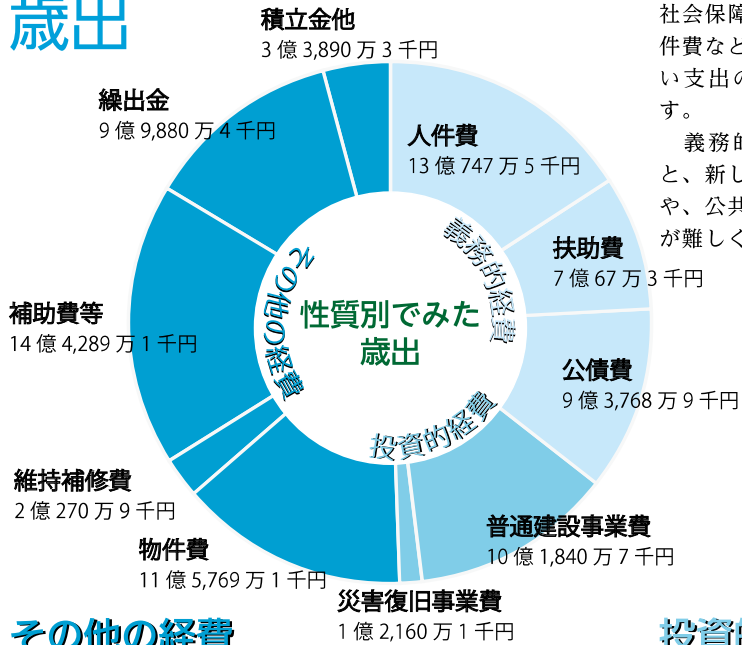


決算の用語説明

- 町税**
町に納められる税金で、全体の約90%が町民税と固定資産税です。
- 繰入金**
基金から一般会計に出す、行政サービスの経費などに充てる財源です。
- 地方交付税**
一定の行政サービスの水準を維持するために国から交付されるものです。

- 国・県支出金**
特定の事業を行う際に、その経費の財源として国・県から支出されるものです。
- 地方譲与税**
国税として徴収した税金を国から地方公共団体に譲与されるものです。
- 町債**
主に建設事業の資金として国や金融機関から借り入れるものです。

性質別にみた歳出



義務的経費

義務的経費は借入金の返済や社会保障制度に必要な支出、人件費などの、任意に削減できない支出のことを意味しています。

義務的経費の割合が増えると、新しい事業に支出することや、公共施設の整備を行うことが難しくなります。

投資的経費

投資的経費は公共施設の建設や道路整備など、施設が将来に残り、町の資本となるものへの支出です。災害復旧費もこの一部です。

その他の経費

その他の経費の例としては、備品購入費や委託料等を含む物件費、公共施設等の維持管理費、補助金や損害保険料、報償費等を含む補助費、一般会計と特別会計の間で支出される繰出金、来年度予算への繰り越される積立金等が挙げられます。

丸森町の経常収支比率

88.5%

 (平成30年度数値)

経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費と、これに施設の維持管理経費などを加えた経常的経費に対して、地方税、地方交付税といった経常的に収入される財源を、どの程度充てているかを見る比率です。

丸森町の財政状況は、経常収支比率が88.5%（前年度から0.1%増）であり、弾力性（急な支出に当てられるお金の割合）が高くない状態にあります。

近隣の市町については右記の通りです。

経常収支比率（※他市町は平成29年度数値）

角田市	99.2%	柴田町	91.5%
大河原町	90.0%	村田町	94.0%

▶ 経常収支比率が低いほど自由に使えるお金が多くなります。反対に高くなるほど新しい事業や公共施設の整備など、投資的な経費に支出する財源の余裕が少なくなり、柔軟な財政運営が厳しくなります。

財政健全化法に基づいて

『健全化判断比率』および『資金不足率』を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって、地方公共団体は毎年4つの指標（健全化判断比率）を公表することになっています。

財政の健全度を判断する指標として「早期健全化基準」と「財政再生基準」があり、比率が悪化した場合に、早期に財政健全化への取組みができるように、財政健全化計画・財政再生計画を策定し議会の議決を得て財政健全化に取り組む仕組みです。

平成30年度決算における「健全化判断比率（4つの指標）」及び「公営企業会計の資金不足比率」は下記のとおりです。

健全化判断比率

健全化判断比率	丸森町の状況	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	赤字は発生していません	14.91%	20.00%
②連結実質赤字比率	赤字は発生していません	19.91%	30.00%
③実質公債費比率	11.4%	25.00%	35.00%
④将来負担比率	80.1%	350.00%	—

前年度に引き続き赤字は発生していません。実質公債費比率は11.4%で前年度の10.1%から1.3ポイント上がりました。将来負担比率は、80.1%で前年度の64.0%から16.1ポイント上がっています。いずれも国の定める基準以下の数値となっています。

健全化を判断する4つの指標

①実質赤字比率

一般会計等の実質収支額が赤字となった場合の標準財政規模に対する赤字額の比率

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金（公債費）及び公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値

②連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金不足・余剰額の合計が赤字となった場合の標準財政規模に対する赤字額の比率

④将来負担比率

地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率

公営企業会計については、資金不足は発生していません。（資金不足比率が経営健全化基準を越えた場合、議会の議決を得て経営健全化計画を定める必要があります。）

会計区分	丸森町の状況	経営健全化基準
水道事業会計	資金不足は発生していません	20.00%
病院事業会計		
公共下水道事業特別会計		
農業集落排水事業特別会計		
宅地造成事業特別会計		
工業団地造成事業特別会計		